

藤沢市地域公共交通バリア解消促進事業補助金交付要綱

制定 平成 26 年 4 月 1 日

改正 平成 27 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 市長は、高齢者、障がい者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上の促進を図るとともに、現在の公共交通利用者の利便性の拡充を図ることを目的として、地域公共交通バリア解消促進事業を行う乗合旅客運送事業者等に対し、この要綱に基づき、予算の範囲内において、藤沢市地域公共交通バリア解消促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第 2 条 この要綱において「乗合旅客運送事業者等」とは、道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 9 条第 1 項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う者に限る。以下「一般乗合旅客自動車運送事業者」という。）及び一般乗合旅客自動車運送事業者車両を貸与する者をいう。

(補助の対象等)

第 3 条 この要綱における補助対象者、補助対象事業及び補助金額は、別表に定めるとおりとする。

(補助金交付の申請手続)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(第 1 号様式)に次に掲げる書類を添えて、車両若しくは設備の導入又は施設の整備に着手する日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書(第 2 号様式) 又はこれに代わる書類
- (3) 見積書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付の決定)

第 5 条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、補助金交付等決定通知書(第 3 号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(事業の計画変更)

第6条 前条の規定による補助金の交付の決定通知を受けた者が当該事業の計画を変更しようとするときは、速やかに事業計画変更(中止・廃止)承認申請書(第4号様式)に必要な書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を事業計画変更承認通知書(第5号様式)により通知する。

(事業実績報告書の提出)

第7条 補助金の交付を受けた者は、事業の完了後30日以内に補助事業実績報告書(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書(第7号様式)又はこれに代わる書類

(2) 領収書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(備付帳簿)

第8条 補助金の交付を受けた者は、事業の施行に関し必要な帳簿等を備え付け、5年間保管整備しておかなければならない。

(財産処分の制限)

第9条 補助金の交付を受けた者は、当該補助金の交付の対象となった事業により導入した車両若しくは設備又は整備を行った施設を補助金の交付を受けた日から起算して5年間処分してはならない。

(補則)

第10条 補助金の交付に関しこの要綱に規定のない事項については、藤沢市補助金交付規則(昭和35年藤沢市規則第11号)に定めるところによる。

附 則

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

2 市長は、平成33年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

別表（第3条関係）

1 ノンステップバス導入促進補助金

<p>補助対象者</p>	<p>乗合旅客運送事業者等であって、次のいずれにも該当する者 (1)主として市内を運行するものであること。 (2)国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金の対象となるものであること。</p>
<p>補助対象事業</p>	<p>路線定期運行に供するバス車両へのノンステップバス（原則として、標準ノンステップバス 認定要領（平成15年12月26日付け国自技第211号、平成18年3月10日付け国自技第254号又は平成22年6月4日付け国自技第49号）に基づく認定を受けたノンステップバスに限る。）の導入に要する経費のうち、車両本体及び車載機器類の購入費用</p>
<p>補助金額</p>	<p>次に掲げる額のいずれか少ない額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）と1,400,000円とを比較していずれか少ない額 (1)車両本体及び附属機器の購入費（消費税及び地方消費税の額に相当する額を除く。以下「購入費」という。）に4分の1を乗じて得た額 (2)購入費から次に掲げる超低床ノンステップバスの長さの区分に応じ、それぞれに定める額を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額。ただし、連節ノンステップバスその他これらの価格を通常車両価格とすることが適当でない車両については、個別に判断するものとする。</p> <p>ア 7メートル未満 13,400,000円 イ 7メートル以上9メートル未満 15,400,000円 ウ 9メートル以上 18,800,000円</p>

2 情報提供バリアフリー施設整備促進補助金

補助対象者	乗合旅客運送事業者等であって、次のいずれにも該当する者 (1)市内に整備される情報提供バリアフリー施設を管理する者であること。 (2) 藤沢市地域公共交通会議で決議した情報提供バリアフリー施設整備を行う者であること。
補助対象事業	藤沢市地域公共交通会議で決議した情報提供バリアフリー施設整備を行う事業であって、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金の対象となるもの
補助金額	補助対象事業を行うための経費に6分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)